降雪時の除雪作業にご理解とご協力をお願いします

▼問合せ　まちづくり整備課 ☎62－0721
地域支援課 ☎62－2152

雪が降った場合、国・県道の主要道路は東松山県土整備事務所が、町道の主要道路は町の委託を受けた業者が除雪作業を行っています。

しかし、町内全域の除雪は困難となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

地域ぐるみの除雪をお願いします

町は主要道路の除雪を優先して行います。その他の道路や私道は地域での除雪作業にご協力をお願いします。

また、歩道や通学路、高齢者世帯等は、ご近所同士のご協力により除雪をお願いします。

自宅前の除雪にご協力をお願いします

玄関や車庫の前には、どうしても雪が残ってしまうことがあります。

道路に雪を捨てないでください

道路に雪を捨てると通行の妨げになるばかりでなく、事故の原因にもなります。

タイヤの冬支度をしましょう

降雪や路面凍結時に夏用タイヤでの走行は大変危険です。安全を確保するため、早めの雪用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行をお願いします。

一台の車両が立ち往生すると、除雪作業や緊急車両の通行の妨げとなることがあります。

路上駐車はしないでください

路上駐車は除雪作業に支障をきたすだけではなく、交通事故や渋滞の原因となります。

私有地の庭木や樹木などは日頃からお手入れを

私有地の庭木や樹木が雪の重みで倒れ、道路を塞ぎ、車両の通行の妨げになることがあります。日頃から庭木や樹木、特に主要道路に隣接している竹林の手入れをお願いします。

農業用廃ビニール、ポリ、マルチ、苗箱収集を実施します

▼問合せ　農政課 ☎59－6671

農業用廃ビニールは、みだりに捨てることができません。ぜひこの機会の収集をご利用ください。

日時　1月21日（木）
受付　9時～15時
場所　JA埼玉中央嵐山ライスセンター
費用　1kg当り50円（100kgを超えた場合、超過分から1kg80円）
※1kg未満の端数は切り上げとなります。（例）1.5kgは2kgで換算

注意点
- 金具は外して出してください。
- 泥、ゴミはよく落としてください。
- 持ち運びに便利な程度の大きさ（10～15kg）で荷造りしてください。

嵐山町産の木材でできた窓口パネルを設置しました

▼問合せ　農政課・農業委員会 ☎59－6671

町では新型コロナウイルス感染症対策の一環として、各課の窓口に飛沫防止のアクリル板を設置しています。

今回先行して農政課と農業委員会において、町内の木材で木枠を作った窓口パネルを設置しました。高さ1m、長さ3mを超える大きなパネルです。

木のぬくもりを感じるやさしい風合いになっています。役場にお越しの際にぜひご覧ください。

木製のカウンターと
相性バッチリです

保険・年金・医療

新成人のみなさんへ 20歳になったら国民年金に加入しましょう

▼問合せ　町民課 ☎62－2154

国民年金は、年をとったときだけでなく、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられていますので、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

保険料は月額16、540円（令和2年度）です。口座振替や前納制度を利用することによって、保険料を安くすることもできます。

また、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「申請免除・納付猶予」など保険料の支払を猶予する制度がありますので、役場町民課窓口で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

源泉徴収票が送付されます

▼問合せ　ねんきんダイヤル ☎0570－05－1165

老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。

源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期高齢者医療保険料等を天引きする前の金額となり、実際の支給額とは異なりますのでご注意ください。

この源泉徴収票は所得税の確定申告の際に、添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。

なお、遺族年金・障害年金を受けている方には、源泉徴収票は送付されません。

入院したときの食事代について

▼問合せ　町民課 ☎62－2154

入院したときの食事代は、標準負担額（1食当たり）を自己負担します。

一般（左記以外）の方　460円
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ　※①
- 過去1年間の入院が90日以内　210円
- 過去1年間の入院が91日以上　160円

低所得者Ⅰ　※②　100円

※① 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の人）。

※② 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

○住民税非課税世帯、低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。町民課保険年金担当窓口で申請してください。

また、住民税非課税世帯であるにもかかわらず、入院した際の食事代を一般世帯と同額の負担額を支払っていた場合、申請によりその差額が戻ります。詳しくはお問い合わせください。

らんざん ボランティアセンター情報 No.23

「七つの祝」ボランティア

嵐山町ボランティアセンター
（ふれあい交流センター内）
☎62－2144

今年は、新型コロナウイルス感染拡大を受け「七つの祝」式典は中止となりましたが、令和3年度新1年生の就学時健診に合わせ、町登録ボランティアの協力のもと、記念品を贈呈しました。

記念メダル作成（仲よし会）

心を込めて作られた色鮮やかなメダル！

「七つの祝」おめでとうございます
「七つの祝」記念品贈呈の様子

（会場）菅谷小学校
菅谷婦人会

（会場）志賀小学校
坂本喜子さん、内田さよ子さん

（会場）七郷小学校
野澤香一さん